

東温市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年7月30日

東温市監査委員 竹村俊一
同 山内数延

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類、対象等

1 財政援助団体等監査の観点

監査は、令和元年度に実施した財政援助に係る出納その他の事務の執行について、「東温市補助金等交付規則」及び「東温市各種補助金等交付・適用基準」に沿って適正かつ効率的に行われているか、また、所管課の指導・監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

2 監査の方法

令和2年度監査計画に基づき、以下の補助金等交付団体12団体を選定し、所管課から提出された諸帳簿等関係書類について書面審査を行うとともに、7団体については、所管課職員に説明を求めた。

	監査対象団体	所管課	書面審査 実施日	ヒアリング 実施日
1	東温ジュニアハーモニー	生涯学習課	6/1~6/10	7/13
2	東温市シルバー人材センター	長寿介護課	6/1~6/10	7/13
3	東温市身体障害者協会	社会福祉課	6/1~6/10	7/13
4	東温市社会福祉協議会			
5	東温市商工会	産業創出課	6/1~6/10	7/13
6	東温市観光物産協会			
7	東温市移住定住促進協議会	企画政策課	6/1~6/10	7/14
8	きらり東温	総務課	6/1~6/10	—
9	東温市人権対策協議会	社会福祉課	6/1~6/10	—
10	東温史談会	生涯学習課	6/1~6/10	—
11	東温市人権教育協議会			
12	緑の少年団	学校教育課	6/1~6/10	—

3 監査期間

令和2年6月1日から令和2年7月14日まで

第2 監査の結果等

事業は公益性があり、団体の事業目的に沿って実施されており、公益的事業として一定の効果が表れている。

事務処理については、概ね適正に実施されているが、一部の団体で、補助金交付申請書等の提出が遅い団体が見受けられるため、事務処理の迅速化を徹底されたい。

ヒアリングを実施した団体については、一部の事項について意見を申し述べるので、所管部署にあっては、適切に検討・指導されたい。

監査対象団体にあっては、所管部署の指導により適切な改善策を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。なお、軽易な事項についての表記は省略している。

監査対象団体	意見の内容	所管部署
東温ジュニアハーモニー	<ul style="list-style-type: none"> ・2回に分けて交付申請をしており、事務の効率化を図るためにも改善をしていただきたい。 ・団員数が減っているため、学校等で勧誘するなど団員の確保に努めていただきたい。 	生涯学習課
東温市シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴い会員数が減少しているため、窓口を広げて勧誘するなど会員の確保に努めていただきたい。 ・健康で意欲のある高齢者のために、時代のニーズに合った新規業務を検討して、希望に沿った就業機会の確保に努めていただきたい。 	長寿介護課
東温市身体障害者協会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴い会員数が減少しているため、各種イベントを活用して勧誘するなど会員の確保に努めていただくとともに、事業所会員を増やす取り組みをしていただきたい。 ・各種事業等の参加者は、役員の出席が主となっている。今後は、各種イベントの参加者数を増加させて事業の活性化を図っていただきたい。 	社会福祉課
東温市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会保有の各種基金については、社会貢献等のため、有効活用していただきたい。 	社会福祉課

監査対象団体	意見の内容	所管部署
東温市商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・入会によるメリットを各種会合等で詳しく説明し、新規会員の獲得に努めていただきたい。 	産業創出課
東温市観光物産協会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人設立に伴う税制優遇措置を有効活用して事業を軌道に乗せるようにしていただきたい。 	産業創出課
東温市移住定住促進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住促進につながる、市民を巻き込むような事業を実施していただきたい。 ・関係各課との連携が取れるような事業を実施して移住定住の促進をしていただきたい。 	企画政策課

第3 まとめ

補助金については、「東温市補助金等交付規則」及び「東温市各種補助金等交付・適用基準」に基づき概ね適正に行われていた。

なお、各補助団体の担当課は補助金の交付に当たり、今まで以上に各団体の会員数、活動内容等を詳細に把握し、適確な指導監督を行い、各団体が補助金を有効活用し、その効果が発現できるように努められたい。

また、各補助団体の必要性、有効性等についても検証を行うとともに、団体と情報交換を行い、必要に応じて問題点の解決に向けて協議を行うなど、補助団体が時代に応じた役割を果たせるような質の高い補助金事務に努められたい。